

『造形デザイン』の知財判決紹介 (27) 令和4年8月4日特許ニュース

—部分意匠の「位置等」の認定評価—

知財高判令和3年2月16日〔自動精算機2審〕令和2年（ネ）10053号 意匠権侵害行為差止請求控訴事件（原審 東京地判令和2年8月27日〔自動精算機1審〕令和元年（ワ）16017号）

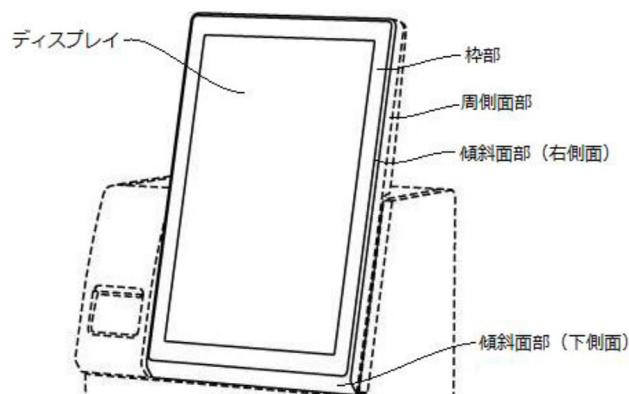
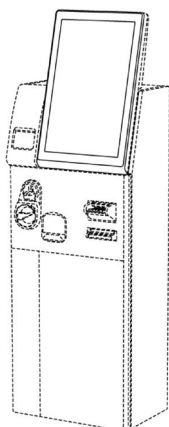
【事件の概要】

本件は、意匠に係る物品を「自動精算機」とする意匠登録第1556717号の意匠権を有する控訴人（原告）が、被控訴人（被告）の券売機の販売等が本件意匠権を侵害するとして、被告製品の販売等の差止め等を求める事案で、原審は請求をいずれも棄却し、本件控訴でも請求が棄却された。

本件の争点は、本件意匠と被告意匠の類否であるが、具体的には、部分意匠の「位置、大きさ、範囲」（「位置等」ともいう。）の認定評価や破線部形状等の参酌方法である。1審と2審で、類否判断の結論は変わらないが、「位置等」の認定等に相違が見られる。（以下、アンダーラインは筆者が記入した。）

【本件登録意匠第1556717号】

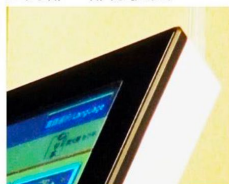
【参考図2】



【被告製品参考図】



上角部 部分拡大



下角部 部分拡大



【1 審判旨】

（1）本件意匠の構成態様

本件意匠の構成態様は、「意匠登録を受けようとする部分として実線で示された部分の形状」である。タッチパネル部（実線で示された部分）と筐体（破線で示された部分）との関係については、「本件意匠は、部分意匠であり、破線部の形状そのものが登録意匠の内容となっているものではない。」他方、「部分意匠の物品全体との関係での位置、大きさ、範囲の違いが、当該部分意匠の美感に影響を及ぼす場合があり得る…」

「原告が本件意匠の基本的構成態様、具体的構成態様であると主張する構成態様は、本件図面において破線で示された筐体の形状を部分意匠である本件意匠の形状そのものとして主張しているものである。部分意匠の趣旨からも、本件において、タッチパネル部の幅と筐体の幅との具体的な比率やタッチパネル部の筐体からの突出の具体的な比率そのものなどの原告主張の上記構成態様が、本件意匠の具体的な形状であるとは解されない。」

（2）両意匠の対比

「(ア) 本件意匠と被告意匠の基本的構成態様は一致する。

(イ) 本件意匠と被告意匠は、具体的構成態様について、①本件意匠はタッチパネル部の縦と横の比が概ね1.5対1となっているのに対し、被告意匠はタッチパネル部の縦と横の比が概ね1.2対1となっている点、②本件意匠はディスプレイ周囲のケース部分はディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部とからなる2段の枠部から構成されているのに対し、被告意匠はディスプレイ周囲のケース部分はディスプレイと略相似形の扁平な枠部で構成されており、本件意匠のような内枠部と外枠部という構成を有していない点、③本件意匠はディスプレイ周囲のケース部分の外枠部が正面視及び斜視において内枠部の外縁から外輪部の外縁に向かって傾斜する傾斜面になっているのに対し、被告意匠はディスプレイ周囲のケース部分が扁平となっていて、本件意匠のような傾斜面を全く有していない点、④本件意匠はケース部分の外枠部の下側部分の幅が、外枠部の上側部分の幅、左側部分の幅及び右側部分の幅よりも概ね4倍の幅広に形成されているのに対し、被告意匠はケース部分の上下左右の幅がすべて等しくなっている点で差異がある。」

（3）両意匠の類否判断

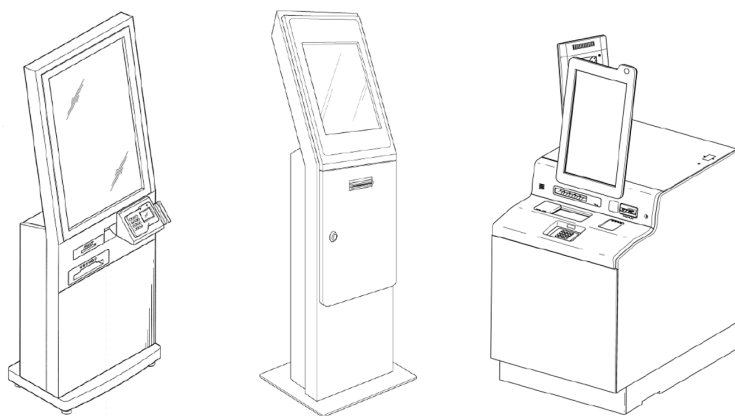
公知意匠として、「大韓民国意匠商標公報30-0600546（甲12）、大韓民国意匠商標公報30-0627528（甲13）、大韓民国意匠商標公報30-0705951（甲14）」を参酌し、「筐体の上端部から一定程度突出するディスプレイ部について、上方を後方に傾斜させたディスプレイが縦長長方形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が縦長略直方形状である意匠、ディスプレイ部の縦と横の比が概ね1.5対1である意匠、ディスプレイ部のケース部分がディスプレイと略相似形の内枠部と、

内枠部の外周を囲む外枠部からなる２段の枠部で構成されている意匠は知られていた」とし、「これらによれば、自動精算機を購入する需要者にとり、本件意匠の基本的構成態様や具体的構成態様Ａ（差異点①）、Ｂ（差異点②）が、特に注意を惹きやすい部分であるとはいえない。そして、このことを考慮すれば、具体的構成態様Ｃ（差異点③）、Ｄ（差異点④）は、本件意匠においては、本件図面において実線で示されている部分の中では一定の大きさを占めているといえるものでもあり、注意を惹きやすい部分である」とし、差異点③及び④の相違は、「基本的構成態様が共通することから受ける印象を凌駕するものであり、本件意匠と被告意匠は、全体として、異なった美感を有するものであり、類似しない…」（括弧内は筆者注記）

【甲１２】

【甲１３】

【甲１４】



（４）位置等の評価

「タッチパネル部の全体が筐体の内部にあるかタッチパネル部が筐体の上端部から一定程度突出しているか否かは、タッチパネル部の基本的な位置といえるものであり、その位置の違いは、タッチパネル部の美感にも影響を与える場合もあり得るといえる。もっとも、この点について本件意匠と被告意匠の違いはなく、本件において位置の違いにより美感の違いがもたらされることはない。」なお、原告の「位置等が共通することを重視すべき旨」の主張に対しては、「前記意匠（甲１２ないし１４）が知られており、このことを考慮すると、…本件意匠と被告意匠は類似しない…」

「筐体が破線で記載されている本件において、タッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比の違いは基本的にはタッチパネル部の美感に影響を及ぼさない…タッチパネル部が筐体の上部右側に設けられるか左側に設けられるかや、タッチパネル部が基台上に設けられているか否かの差異は、タッチパネル部の部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではない…」

【２審判旨】

（１）本件意匠の構成態様

「部分意匠たる本件意匠の位置、大きさ、範囲は、破線で示されたにすぎない筐体との関係で決せられるものであり、タッチパネル部の筐体からの突出の具体的な比率、タッチパネル部と筐体との大きさの具体的な比率、タッチパネル部が筐体に占める具体的な比率までもが本件意匠の内容となるものではなく、タッチパネル部が本体の正面上部右側に本体の上辺より上方に突出し後傾する態様で設けられているとの限度で構成態様になり得るにすぎない」

（２）両意匠の対比

両意匠の共通点は、「ア 基本的構成態様」が「上部を後方に傾斜させた縦長長方形形状のディスプレイと、ディスプレイを収容する縦長略長方形形状のケーシングの正面部分とからなるタッチパネル部が、本体の正面上部に本体の上辺より上方に突出して配置されている」点、及び「イ 具体的構成態様」では「① ケーシングの正面部分はディスプレイと略相似形である。② ディスプレイと同一面を形成する枠部（等幅縁状枠部）がある。③ 枠部の外周を囲み正面から背面に向けて側面視末広がり傾斜する傾斜面部を有している」点である。

差異点は、「ア 本件意匠のタッチパネル部は、本体正面上部の右側に設けられているのに対して、被告意匠のタッチパネル部は、本体正面上部の左側に設けられている点。イ 本件意匠のタッチパネル部は、縦横比が約 1.7 対 1 として約 15 度の角度で後傾させられているのに対して、被告意匠のタッチパネル部は、縦横比が約 1.3 対 1 として約 30 度の角度で後傾させられている点。ウ 本件意匠のタッチパネル部は、タッチパネル部下側部分が本体の正面から前方に突出する態様で設けているのに対し、被告意匠のタッチパネル部は、そのような態様となっていない点。エ 本件意匠は、傾斜面部の下側部分が、傾斜面部の上側部分の外縁上側から傾斜面部の下側部分の外縁下側までの直線長さの約 15 分の 1 ないし 17 分の 1 の幅であり、傾斜面部の上側部分及び左右側部分の幅よりも約 4 倍の幅広に形成されているのに対し、被告意匠は、傾斜面部は下側部分も含めて、いずれも傾斜面部の上側部分の外縁上側から周側面の下側面の背面側縁までの直線長さの約 128 分の 1 の幅であり、傾斜面部の下側縁と接する周側面の下側面は、同約 64 分の 1 の幅に形成されている点」である。

（３）両意匠の類否判断

「タッチパネルの縦横比や後傾角度をどのように構成するかによつては、ありふれた範囲内の差しか生じないのであり、また、ディスプレイの枠を等幅に構成するのはありふれた手法であるから、…共通点に係る具体的構成態様①及び②並びに前記イの差異点が類否判断に与える影響はほとんどない。」

また、公知意匠（1 審甲 12 ないし 14）によると、「本件意匠の基本的構成態様は、新規な創作部分ではなく、自動精算機又はこれに類似する物品に係る需要者にとり、特に注意を惹きやすい部分であるとはいえず、需要者は、筐体の上端部から一定程度突出し上方を後方に傾斜させたディスプレイ部であること自体に注意を惹かれる

のではなく、これを前提に、更なる細部の構成から生じる美感にこそ着目するものといえるから、本件意匠の基本的構成態様が美感に与える影響は微弱である。」

「以上からすると、…共通点に係る具体的構成態様③並びに前記ウ及びエの各差異点が類否判断に与える影響が大きい。」

そこで検討するに、本件意匠と被告意匠とは傾斜面部を有する点において共通するといっても、下側部分も含めて、被告意匠の傾斜面部の幅、あるいはこれにその下側縁と接する周側面の幅を合わせた合計幅は極めてわずかな広さしかないのに対し、本件意匠は、傾斜面部の上側及び左右側部分の幅に対する傾斜面部の下側部分の幅に極端に差を設けることによって、下側部分が顕著に目立つように設定されており、しかも、傾斜面部の下側部分に本体側から正面側に向けた高さを確保することにより、タッチパネル部が本体の正面から前方に突出する態様を構成させているというべきである。そして、需要者は、様々な離れた位置から自動精算機を確認し、これに接近していくものであり、正面視のみならず、斜視、側面視から生じる美感がより重要であるといえるところ、本件意匠の傾斜面部の下側部分の目立たつように突出させられた構成は需要者に大きく着目されるといえ、この構成態様により、本件意匠はディスプレイ部全体が浮き出すような視覚的効果を生じさせていると認められる。他方、被告意匠は、傾斜面部と周側面がわずかな幅にすぎず、ディスプレイ部がただ単に本体と一体化しているような視覚的効果しか生じないと認められる。したがって、差異点から生じる印象は、共通点から受ける印象を凌駕する…」

【検討】

1. 意匠登録を受けようとする部分の「位置等」の認定

(1) 本判決の認定

1 審判決は、本件意匠の構成態様として「実線で示された部分の形状」のみを認定している。「破線部の形状そのものが登録意匠の内容となっているものではない」ことを根拠に、位置等を本件意匠の構成態様としては認定していない。他方、位置等が「部分意匠の美感に影響を及ぼす場合があり得る」と述べる。

2 審判決は、位置等は「破線で示されたにすぎない筐体との関係で決せられるものであり、タッチパネル部の筐体からの突出の具体的な比率、タッチパネル部と筐体との大きさの具体的な比率、タッチパネル部が筐体に占める具体的な比率までもが本件意匠の内容となるものではなく、タッチパネル部が本体の正面上部右側に本体の上辺より上方に突出し後傾する態様で設けられているとの限度で構成態様になり得るにすぎない」と述べる。位置等も本件意匠の構成態様として認定するが、1 審判決と同様に、破線部の「具体的な比率」は「意匠の内容」とならないとし、筐体との概括的な構成である「タッチパネル部が本体の正面上部右側に本体の上辺より上方に突出」する基本的な位置等を構成態様としている。

（２）部分意匠における「位置等」の意義

意匠法では、物品の部分意匠について「物品の部分の形状等であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義する（意２条）。『意匠審査基準』（以下『基準』という。）は、部分意匠の内容を、①意匠に係る物品等、②部分の形状等、③部分の用途機能、④部分の位置等という、４つの構成要素として捉える（Ⅲ部１章７頁-８頁）。そして、部分意匠の類否判断は、対比する両意匠が各構成要素について同一類似か（③位置等については「ありふれた範囲内のもの」か）を検討し類否判断することとしている（Ⅲ部２章１節３頁、Ⅲ部５章３頁-４頁）。なお、「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。また、前提として、「意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。…対比する両意匠が以下の全てに該当する場合に限り、両意匠は類似する」と述べる（Ⅲ部２章１節２頁）。したがって、「①意匠に係る物品等の同一又は類似」は部分意匠の類似の「前提要件」であり、意匠自体の類否判断とは別個独立に判断されるべき要件とされていると理解される。そして、②ないし④の構成要素については明記されていないが、同様にそれぞれが「要件」であり、別個に判断されるべきものと思われる。例えば、多くの審決が、部分意匠をこの４構成要素に分節して認定し、個別に評価して、類否判断をしている。

しかし、ほとんどの裁判例は４構成要素による分節的判断は採用していない。「意匠に係る物品の類似」については、意匠自体の類似の前提としてその判断をする裁判例は多いが、「意匠自体の類似」の判断において、「②部分の用途機能の類似、③位置等の共通性、④形状等の類似」を分節して別個に判断するものはない。本件〔自動精算機〕判決は、１審判決が③位置等と④部分の形状等を区別して認定しているが、２審判決は「位置等」を含めた両意匠の構成態様を認定する。また、両判決とも位置等及び形状等について「類否判断に与える影響」を検討し総合的な類否判断をしている。なお、『韓国デザイン審査基準』（2021年ジェトロソウル事務局仮訳）310頁は、部分意匠の類否判断における「考慮要素」として日本と同じ４要素を挙げて、「各号の要素を総合的に考慮して判断する。」と規定している。

（３）「位置等」の認定に関する裁判例

ア「破線部」は「意匠の形状等」ではない

「部分意匠の構成態様」が何を意味するかは曖昧な点があるが、「部分意匠の形状等」については「破線部形状等」が含まれないことは共通理解となっている。『基準』でも、破線部形状等は対比対象ではないとされている。

知財高判平成17・4・13〔コンパクト〕平成17（行ケ）10227は、「実線部分の形態はすなわち部分意匠の形態」と述べる。知財高判平成19・1・31〔プーリーⅠ〕平成18（行

ケ)10317 (同〔プーリーⅡ〕平成18(行ケ)10318も同旨) は、「破線で示された部分の形状等が、部分意匠の認定において、意匠を構成するものとして、直接問題とされるものではない」と述べる。知財高判平成30・6・27〔放熱フィン付き検査用照明器具〕平成30(行ケ)10020は、「類否判断の対象となる部分意匠の形態は、…「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」として特定された範囲から、視覚を通じて具体的に認識できる形態でなければならない」との規範に基づき、破線部分から「間接的に把握できるとどまるもの」は共通点と認めない。大阪地判平成17・12・15〔化粧用パフ〕平成16(ワ)6262、及び、東京地判平成25・4・19〔サンダル〕平成24(ワ)3162は、「本件登録意匠の形状」として、実線部分の形状のみを認定する。

イ「位置等」は類否判断に影響する

以上のように、破線部形状等は「部分意匠の形状等」ではないが、他方、一般論として、部分の位置等は類否判断に影響することも共通理解である。

前掲知財高判平成19・1・31〔プーリーⅠ〕は、第一に、「部分意匠に係る物品とともに、物品の有する機能及び用途との関係において、意匠登録を受けようとする部分がどのような機能及び用途を有するものであるかが確定されなければならない。そして、…部分の機能及び用途を確定するに当たっては、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。」とし、第二に、位置等は、「意匠登録を受けようとする部分の形状等と並んで部分意匠の類否判断に対して影響を及ぼすもので…位置等は、破線によって具体的に示された形状等を参酌して定めるほかはない。」と述べる。以上をまとめて、「破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成するものではないが、意匠登録を受けようとする部分がどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有するものである。」と述べる。知財高裁判平成23・3・28〔マンホール蓋用受枠2審〕平成22(ネ)10014は、「部分意匠の形態のみならず、物品全体の位置、大きさを勘案しながら部分意匠の類似の範囲を判断すべきである」と述べる。東京地判平成27・5・15〔包装用箱1審〕平成26(ワ)12985(知財高判平成28・1・27・〔包装用箱2審〕平成27(ネ)10077も同旨)は、〔プーリーⅠ〕判決を参照して、位置等については、「通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではない」と述べる。

ウ「位置等」は「意匠の構成」ではない(本件1審)

「位置等」について「部分意匠の構成」ではないとする裁判例がある。だが、具体的に内容を見ると「構成」は「形状等」を意味するものと思われ、上記の裁判例と同一の説示と理解される。本件1審もこれらの裁判例と同様と理解される。

知財高判平成 25・6・27〔遊技機用表示灯Ⅰ〕平成 24(行ケ)10449 は、〔プーリーⅠ、Ⅱ〕事件と同様の一般論を述べるものであるが、相違する説示として、「部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能並びに部分意匠に係る物品における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲を参酌することを要するとしても、…これらを部分意匠の構成それ自体に含めることは、その使用の目的に応じて適宜選択、変更するにすぎないとして意匠登録を受けないとしていた部分意匠に係る部分を、実質的には部分意匠に取り込むことになり、部分意匠登録出願の趣旨に反し、構成の特定方法としては相当でない。」と述べる。一般論として「部分の用途機能」及び「部分の位置等」は「部分意匠の構成それ自体」に含まれないとするが、本判決を具体的にみると、「本件登録意匠の構成」として、審決認定の「本件登録意匠部分の形態」を記載している。本判決にいう「本件意匠の構成」は「部分の形態」を意味していると思われる。表現は違うが、〔プーリーⅠ、Ⅱ〕と同一の説示と解される。

大阪地判平成 25・9・26〔遊技機用表示灯Ⅱ〕平成 23(ワ)14336 は、〔遊技機用表示灯Ⅰ〕と同様に、「部分意匠の構成の特定そのものにまで位置、大きさ及び範囲を取り込むことは、部分意匠の制度趣旨に反して相当ではない。」と述べる。しかし、この説示の前に、「本件意匠部分 1 は、意匠に係る物品を遊技機用表示灯とし、その形態は、別紙意匠目録 1 の実線で表された部分意匠である。つまり、本件意匠部分 1 は、波線で表された遊技機用表示灯の正面やや上寄りに形成された発光部を覆う透明カバー中の上下面及び左右側面を除く正面の外表面であり、その形態は、概ね以下のとおりである。…」と述べ、「位置等」も含めた認定をしている。本判決も、〔遊技機用表示灯Ⅰ〕判決と同様、「部分意匠の構成」とは「部分意匠の形態」を意味すると思われる。

エ「位置等」も「意匠の構成」である（本件 2 審）

本件〔自動精算機 2 審〕判決は、位置等も含め本件意匠の構成態様を認定しているが、同様の認定をする裁判例として、以下のものがある。

大阪地判平成 19・10・1〔平瓦〕平成 18(ワ)4494 は、「本件登録意匠の構成」で 4 構成要素をまとめて認定する。知財高判平成 20・12・25〔ビールピッチャー〕平成 20(行ケ)10251 は、構成態様の認定について、「判断に影響のある範囲で、その他の部分も含める。」とし、位置等も部分意匠の「具体的態様」として認定する。知財高判平成 22・7・7〔呼吸マスク〕平成 22(行ケ)10079 は、「本願意匠の構成」について 4 構成要素をまとめて認定する。

大阪地判平成 30・11・6〔検査用照明器具Ⅰ・1 審〕平成 28(ワ)12791（大阪高判令和元・9・5〔検査用照明器具Ⅰ・2 審〕平成 30(ネ)2523 も同旨）は、「破線をもって示された部分は、部分意匠の権利の対象となるものではなく、…原告の主張は、破線部分に電源ケーブルの引き出し口が存することを本件意匠の構成要素とする

ものであるから、失当」であると述べる。他方、「本件意匠においては、検査用照明器具の前方部材と後方部材との位置関係や、径の大小関係が異なれば、意匠登録部分から生じる美感は異なると考えられるから、本件意匠の構成態様に、支持軸体が前方部材の後方に延伸すること、フィンの外径が前方部材の最大径と略等しいことを含めることは、部分意匠制度の趣旨に反するものではない。」と述べる。したがって、破線部形状等（ケーブルの引き出し口が存すること）については「本件意匠の構成要素」ではないが、他方、美感に影響する可能性がある「位置等」は、「意匠の構成態様」に含めている。本判決は、「位置等」を積極的に「本件意匠の構成態様」に含めて認定していると解される。

知財高判令和元・7・3〔検査用照明器具Ⅱ〕平成30（行ケ）10181は、審決と同様に、4構成要素を区別して認定しているが、審決とは異なり、「実線部分の形態」の「基本的構成態様」に「位置等」（例えば、「前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であり、後方部材の後方に電源ケーブルを設けていない」）を含めて認定する。「実線部分の形態」において、実質的に「本件意匠の構成態様」を総合的に認定している。少なくとも、〔検査用照明器具Ⅰ〕と同様に「実線部分の用途及び機能」「位置、大きさ及び範囲」「実線部分の形態」を厳密に分節して認定していない。

なお、〔検査用照明器具Ⅰ〕は、美感に影響する「位置等」は、「意匠の構成態様」に含まれるとするが、破線部形状等（ケーブルの引き出し口が存すること）は本件意匠の構成要素ではないとした。だが、「破線部にケーブルの引き出し口が存すること」は「部分の用途機能」に関係し参酌すべきことであり、参酌の結果「後方部材の後方に電源ケーブルを設けていない」ことが「本件意匠の構成態様」に含まれるものと思われる。これは、東京地判平成27・5・15〔包装用箱1審〕が、破線で記載された開口部を参酌して、「本件意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有していない」と認定したことと同様である。

（4）学説等

佐藤恵太「部分意匠の権利範囲に関する覚書」『知的財産法と現代社会』（信山社、1999年）692頁は、部分意匠の類否判断では「見比べるもの」は「物品の部分の形状等」であると指摘するが、位置等の考慮も否定できないとし、「パンプの大きさが…5センチ程度のものではなく、20センチ程度に拡大されて靴の側面に用いられた場合に、独立タイプの考え方でも解決策が分かれる」と述べる。

斎藤瞭二「部分意匠二三の問題」『知的財産権その形成と保護』（新日本法規出版、2002年）は、「破線部の形状は、…対比される「意匠」そのものではない…美感を起こさせる直接の資料ではない」（614頁）と述べるが、位置等も「類否判断の要素となる」とし、

「美感は、その位置、大きさとともに当該部分の形状自体…これら要素の相関としてみる必要がある」と、部分意匠の構成要素は個別に判断される「要件」ではないと指摘する（616 頁）。

茶園成樹「部分意匠の類否判断について」『平成29年度知的財産に関する日中共同研究報告書』（知財研、2018年）176頁も、部分の位置等は「考慮要素」であり「意匠の類似の要件」ではないとする。すなわち、「部分の位置等が一定程度異なっている、部分形態が酷似していれば、意匠が及ぼす美感が共通して類似性が肯定されるが、部分形態に多くの相違点があれば、美感が異なって類似性が否定されるような場合が考えられる。」位置等は、「部分の用途・機能と同様に、美感の共通性の判断における考慮要素であり、部分の位置等が同一・当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであることが意匠の類似の要件ではないと解すべきである。」と指摘する。

（５）部分意匠の構成態様

裁判例をみると、部分意匠の４構成要素を個別に認定判断している裁判例はなく、「部分の用途機能」及び「部分の位置等」は類否判断において総合的に考慮されている。学説等も参酌すると、部分意匠の美感は、構成要素の相関によって決定されるのであり、「部分の位置等」は、個別に判断される「要件」ではなく、「意匠の類似」における「考慮要素」である。

『基準』平成31年改訂では、部分意匠と全体意匠のカテゴリカルな区別（いわば「部分意匠の壁」（大峰勝士「最近の意匠審査基準改訂」特技懇299号11頁））がなくなった（『平成30年12月14日産業構造審議会 知的財産分科会 第10回意匠制度小委員会 議事録』16頁参照）。全体意匠の場合、意匠の構成態様を使用状態等も含めて総合的に認定するのと同様に、部分意匠の構成態様についても、部分の形状等に関する各構成要素を総合的に認定することができよう。本件〔自動精算機１審〕判決は、「位置等」を「本件意匠の構成態様」として認定しない。他方、〔自動精算機２審〕判決は、「本件意匠の構成態様」に「位置等」も含め、総合的に認定した。しかし、いずれも、「位置等」は類否判断に影響する考慮要素としている。今後の「本件意匠の構成態様」の認定手法としては、〔検査用照明器具Ⅰ〕のように、美感に影響する可能性がある「位置等」を含め、４構成要素をまとめて認定するのが適当である。仮に、４構成要素を分節して認定評価するとしても、最終的な類否判断は構成要素を総合的に判断する必要がある。

なお、前掲茶園「部分意匠の類否判断について」172 頁は、「物品の部分の用途機能」についても「考慮要素」であるとし、「部分意匠の類似の要件」としても捉えるべきか否かは検討事項であると指摘する。すなわち、「木ねじ事件判決」（知財高判平成 20・5・26 平成 19（行ケ）10390）は、「部分の用途・機能の共通性を部分意匠の類似の要件と捉えている」ように思われる。その共通性は、意匠が需要者にいかなる美感を与えるのかを評価判断する前提として必要とされており、概括的に判断される

ものではあるが、そのようなものとしてでも部分意匠の類似の要件として設定すべきであるかどうかは、部分の用途・機能の共通性と同趣旨のものとされる物品の共通性が意匠の類似の要件として維持されるべきかどうかという問題との関わり合いの中で検討されることが適切である」と指摘している。この問題は、別途検討が必要であるが、「用途機能」が意匠の類似の考慮要素であることは否定できない。したがって、問題は、考慮要素であるのにまだ「類似の要件」とする必要があるか否かである。

2. 類否判断における「位置等」の評価

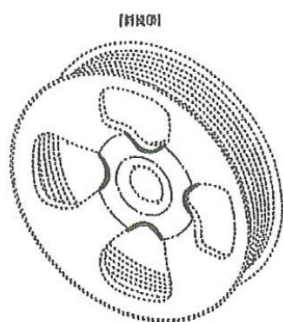
(1) 本件での評価

1 審は、一般論では、「タッチパネル部の基本的な位置」が「タッチパネル部の美感にも影響を与える場合もあり得る」と述べるが、公知意匠を参酌して、すでに知られた構成であり「需要者の注意を惹きやすい部分」ではないから、類否判断に影響しないと評価する。また、破線部との「具体的な比率」等については、「筐体が破線で記載されている本件において、タッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比の違いは基本的にはタッチパネル部の美感に影響を及ぼさない」とされている。

2 審は、「タッチパネル部が本体の正面上部右側に本体の上辺より上方に突出し後傾する態様で設けられている」点を構成態様として認定するが、「類否判断に与える影響はほとんどない」と評価する。また、「本件意匠の内容」ではないとされた「タッチパネル部の筐体との（大きさ等の）具体的な比率」は、類否判断における評価対象にはならない。

(2) 「位置等」の評価に関する裁判例

【本願意匠「プーリー」】



知財高判平成19・1・31〔プーリーⅠ〕は、「位置の差異は、本願意匠と引用意匠の形状自体の共通点を凌駕し、両意匠に異なった美感をもたらし」類似しないと判断した。一見すると「部分の位置等」が類否判断を左右したと思われるが、単純ではない。

本願実線部分の形状等は、プーリー中央部の「平坦なドーナツ状の部分」である。しかし、本件ドーナツ状の外形線は「一点鎖線」で描かれており、形状を示す実線ではない。実線で記載されていないのに、「実線部分の形状等」として認定している。その理

由は、「ドーナツ状平坦部分は、ディスク部に凹陷部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陷部の底面に位置する」との解釈である。そう「解釈することにより、本件ドーナツ状平坦部分は、凹陷部の底面に位置する部分として、一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起こさせるものととらえることができる」からである。すなわち、凹陷部の底面にドーナツ状平坦面が視認されるから、「一点鎖線」を「実線」と同等に捉え、「位置等」により「部分の形状等」を特定できる。これに対して、引用意匠は、「平坦部における略中央部分」で、「他の部分とを直ちに視覚的に区別するものがなく」、「ドーナツ状平坦部分」が視認できない（部分意匠の「範囲（一点鎖線）」については、梅澤修「意匠法の問題圏 9 回」DESIGN PROTECT103号20頁参照。）。

したがって、両意匠の美感が異なるのは、本願意匠がドーナツ状と視認できるのに、引用意匠はドーナツ状と視認できず、両意匠の形状が相違するからである。部分の位置等の相違が、直接的に異なる美感を起こさせるのではなく、「位置等」が「部分の形状等」を特定するからである。なお、当該位置等（ディスク部の凹陷部の底面に位置すること）自体は「ありふれたもの」であり、類否判断に影響を及ぼすものではない。

知財高判平成19・1・31〔プーリーⅡ〕は、「本願意匠において、ボス部とリム部の軸線方向の相対的な位置関係については、図面記載のものに限定されず、プーリーにおけるありふれたボス部とリム部の軸線方向の相対的な位置関係を有するものも予定されている」とし、原告の位置等が相違するという主張は、「意匠登録を受けようとする意匠ではないとしていた、ボス部とリム部の軸線方向の相対的關係について、実質的に、これを本願意匠の内容に取り込んで、本願意匠を、…相対的關係を有するものに限定して、その類否判断をすることになりかねない」と述べる。また、「図面において、ボス部とディスク部の範囲の割合については、プーリーが有するありふれた形態を示す以上に意味を有するものでないにもかかわらず、…意匠登録を受けようとする意匠ではないとしていた、ボス部とディスク部の割合に係る意匠について、実質的に、これを本願意匠の内容に取り込んで、…範囲の割合を有するものに限定して、その類否判断をすることになりかねない。」と述べる。

大阪地判平成 25・9・26〔遊技機用表示灯Ⅱ〕は、両意匠は、「表示本体部分の正面視中央で2分された左側の広範囲にわたり、正面を透明カバーで覆われた部分の意匠である点で共通している以上、本件意匠部分2がほぼ上半分のみを占めるのに対し、被告意匠部分2が上下ほぼ全面を占めているという違いは、部分意匠としての美感を異にさせるほどのものではない。」と述べる。2倍ほどの大きな範囲の相違であっても、「美感を異ならせるほどのもの」ではない。大阪地判平成 17・12・15〔化粧用パフ〕も、破線部において「持ち手」と「ブラシ」との相違があったが、両意匠は類似と判断された。

東京地判平成27・5・15〔包装用箱1審〕は、「本件意匠では、アクセントパネルとは別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有し

ていないのに対し、被告意匠では、アクセントパネルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。」と述べる。本件意匠の破線部の形状等（開口部の位置）を参酌して、アクセントパネル「部分の用途機能」を特定し、その用途機能の相違（開口部の有無）を類否判断において考慮している。知財高判平成28・1・27・〔包装用箱2審〕も、「多面体の1面として注意を惹く部分であるアクセントパネルが、被告意匠において開口部蓋としての機能をも有することは、看者に異なる印象を与え、専ら装飾としてのシャープで洗練されたイメージのアクセントパネルを有する本件意匠とは、異なる美観を生じさせ得る」と述べる。

大阪地判平成30・11・6〔検査用照明器具Ⅰ・1審〕（〔検査用照明器具Ⅰ・2審〕〔検査用照明器具Ⅱ〕も同旨）は、「位置等」も部分意匠の要部を構成するものとして認定し、類否判断において考慮しているが、類否判断の中心となっているのは「部分の形状等」である。また、「照明器具の後方部材」「前方部材の後端面より後方に延伸」「最大径とほぼ同じ」という「位置等」の認定は概括的なものであり、破線部形状との具体的な比率等の構成態様を含むものではない。なお、「電源ケーブルの引き出し位置がどこであるかは、検査用照明器具としての使用態様に関わることであるから、…貫通孔がなく、その各面が平滑である点は、本件意匠において、公知意匠にはない、需要者の注意を惹く点である」とされている。これは〔包装用箱〕と同様、破線部を参酌して部分形状等（平滑面）の用途機能を特定したものである。

（３）「位置等」の評価基準

一般論としては、位置等も要部を構成する可能性はあるが、実際に「位置等」自体が評価された（要部とされた）裁判例はない。「位置等」が認定される場合でも、ほとんどが「ありふれたもの」で類否判断に影響することはない。むしろ、「位置等」（破線部形状等）に大きな相違があっても、類否判断に影響しないとされる（〔遊技機用照明器具Ⅱ〕〔化粧用パフ〕）。一般的に、部分意匠の要部は、「部分の形状等」のなかでその一部（全体を含む）の形状等が認定されている（裁判例として、大阪地判平成19・10・1〔平瓦〕平成18（ワ）4494、大阪地判平成22・1・21〔マンホール蓋用受枠1審〕平成20（ワ）14302等、〔呼吸マスク〕、〔遊技機用表示灯Ⅱ〕）。

一見「位置等」の相違が評価されたと思われる裁判例〔プーリーⅠ〕は、「位置等」が「部分の形状等」の特定に参酌されたものである。なお、破線部形状等を参酌して、「部分の用途機能」の相違を評価したものもある（〔包装用箱1審、2審〕〔検査用照明器具Ⅰ・1審、2審〕〔検査用照明器具Ⅱ〕）。

そもそも、破線部の形状等は対比対象ではなく、直接美感を起こさせるものではない。破線部の形状等は、部分意匠（物品の部分の形状等）についての説明的記載であり、背景的なものである。したがって、原則として、破線部の形状等により定まる

「部分の位置等」自体が類否判断に影響することはない。また、一般的に、登録意匠の破線部分は通常「ありふれた形態」が示されており、ありふれた破線部分と実線部分との「相対的な位置関係」や「範囲の割合」は意匠登録を受けようとする部分（形状等）ではなく、〔プーリーⅡ〕判決のとおり、ありふれた破線部分と実線部分との関係である「部分の位置等」は、「本願意匠の内容に取り込んで限定して」類否判断をすべきではない。さらに、本件〔自動精算機２審〕が述べるように、一般的に、破線部と実線部との具体的な比率等は、本件意匠の構成態様とすべきではなく、破線部との具体的比率等は類否判断に影響しない。概括的で基本的な位置等だけが本件意匠の構成態様であり、類否判断に影響する可能性があると解される。そして、裁判例〔プーリーⅠ〕等を参酌すると、「位置等」が類否判断に影響し、需要者の注意を惹く「考慮要素」となるのは、「位置等」が「物品の部分の形状等」の特定に参酌される場合に限られると思われる。